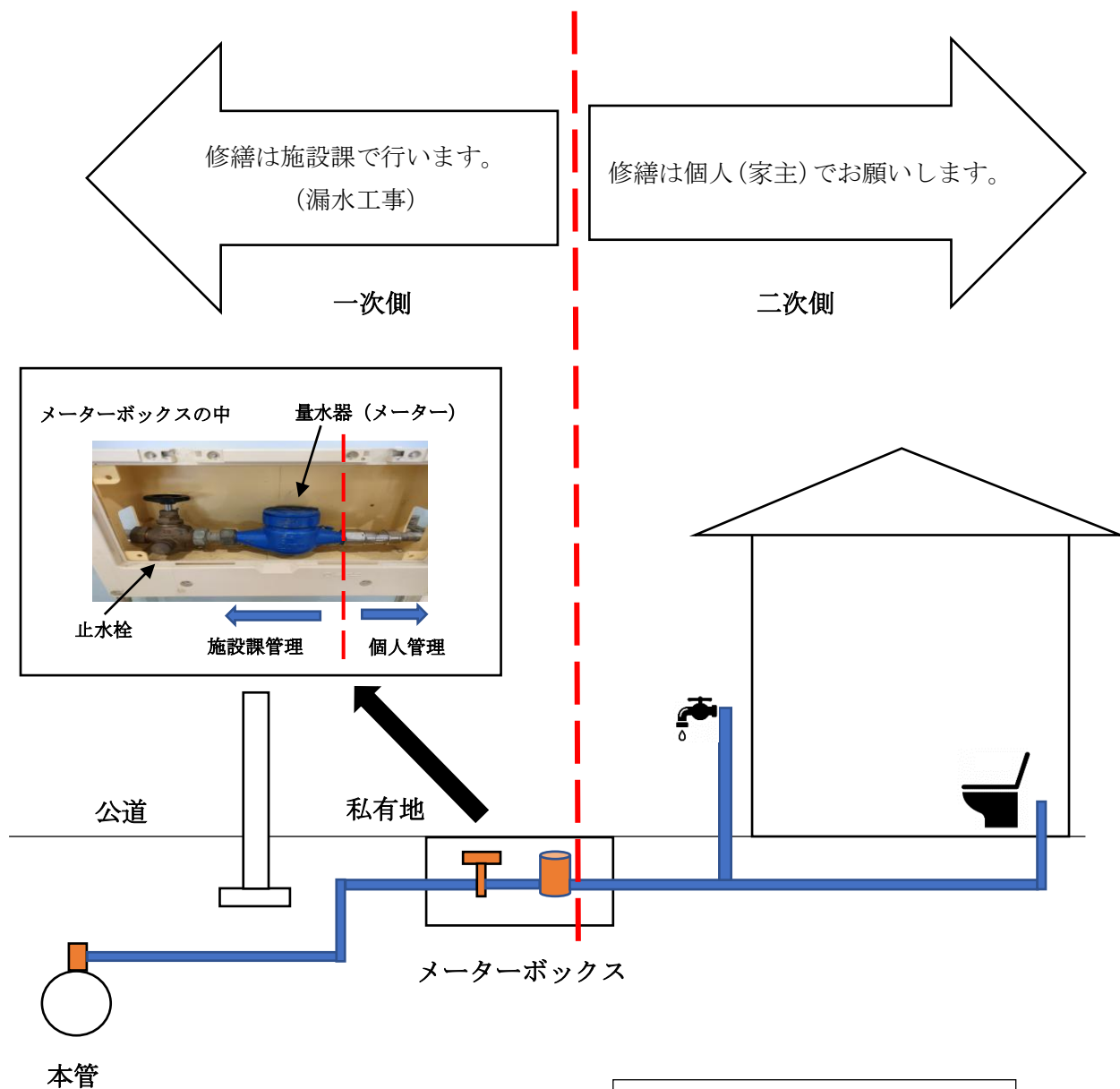


修繕工事の費用負担

水道管が漏水等によって修繕が必要な場合、下の図の通り量水器（メーター）より道路側の場合、市役所水道施設課の費用負担で修繕工事を行いますので、下記の連絡先までお電話ください。

なお、量水器（メーター）より家側の修繕になりますと個人（家主）の費用負担で豊見城市指定給水装置工事業者にご依頼くださいますようお願い申し上げます。



連絡先
豊見城市上下水道部水道課
TEL : 098-850-0111